

ケアプランへの災害避難情報の記載について（実施趣旨）

1. 実施の背景

令和3年に「災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和3年法律第30号。以下「改正災害対策基本法という。」）が成立し、これを受け、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が改定されました。改正災害対策基本法において、「市町村は個別避難計画を作成するよう努めなければならない」とされ、取組指針において、個別避難計画作成の業務に、福祉専門職（特に介護支援専門員や相談支援専門員）の参画を得ることが極めて重要であるとされました。

ただし、国が想定している個別避難計画は、避難支援時の支援者を確保するなど、策定のハードルが非常に高いことから、本市においてはケアプランへの災害時避難情報の記載を、簡易版個別避難計画（第1段階）とし、第1段階の策定結果をふまえ、必要な対象者について個別避難計画（第2段階）を策定するものと考えております。

2. 目的

ケアプランにサービス利用者の災害時情報を記載することによって、利用者及び家族の防災への意識を促すとともに、介護支援専門員及びサービス担当者が当該情報を共有し、避難支援体制づくりにもつなげていくことを目的としています。

3. 実施に向けて

ケアプラン作成（新規又は更新）時に災害時避難情報を記載するにあたり、医療・福祉専門職で構成する「西宮市災害時ケアプランに関する検討会」を開催し、記載方法や周知方法などを検討いたしました。また、検討会委員による、ケアプランへの災害時避難情報の試行的実施も行いました。

【西宮市災害時ケアプランに関する検討会】

- (1) 委員：居宅介護支援専門員4名、地域包括支援センター職員2名
- (2) 開催：3回（令和4年8月、10月、令和5年2月）

4. スケジュール

R4年度

8月～2月 西宮市災害時ケアプランに関する検討会開催（全3回）

委員による試行的実施

3月 全事業所への周知

R5年度 ケアプランへの記載を開始